

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和8年3月23日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

服部本山ビルディング

名古屋市千種区末盛通 5丁目12番地

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
第1駐車場	22台	20台	22台	20台
第2駐車場	16台	—	16台	—
第4駐車場	7台	変更なし	16台	変更なし
第5駐車場	—	4台	—	8台
第6駐車場	—	7台	—	10台
第7駐車場	—	7台	—	10台
計	45台	変更なし	54台	64台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場	収容台数	
	変更前	変更後
建物北西側駐輪場	64台	—

第 1 駐車場南側駐輪場	—	20台
計	64台	20台

駐輪場の位置については、縦覧によります。

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
第 2 駐車場	午前 0時00分から 午後12時00分まで	—
第 5 駐車場	—	午前 0時00分から 午後12時00分まで
第 6 駐車場	—	午前 0時00分から 午後12時00分まで
第 7 駐車場	—	午前 0時00分から 午後12時00分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	
	変更前	変更後
第 1 駐車場	1箇所	変更なし
第 2 駐車場	2箇所	—
第 4 駐車場	2箇所	変更なし
第 5 駐車場	—	1箇所
第 6 駐車場	—	1箇所
第 7 駐車場	—	1箇所
計	5箇所	6箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和 8年 3月11日

4 変更しようとする理由

駐車場地権者の敷地の返却要請に伴う契約駐車場及び駐輪場の廃止のため

5 届出の日

令和 8年 3月10日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
千種区役所情報コーナー及び昭和区役所区政部地域力推進課

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 8年 3月23日から同年 7月23日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 8年 7月23日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課